

第1 審査会の結論

- 1 平成15年11月28日付けで行われた「敷地(駐車場)に関し
て提出された農地法第4条及び第5条の規定による農地転用許可申請書及び添付書類の一式(平成15年 月 日申請分3件:農地法第4条1件、農地法第5条2件)」(以下「本件公文書」という。)についての開示請求に対して、平成15年12月11日付けで宮崎県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書の部分開示決定(以下「本件決定1」という。)により不開示とされた部分のうち、別表1及び別表2の「審査会の判断」欄に「不開示」と記載されている部分を除き、開示すべきである。
- 2 平成15年11月28日付けで行われた「敷地内農地に関し、
平成15年11月19日に実施機関の職員と測量業者が電話で話をした内容が記載されている文書」についての開示請求に対して、平成15年12月11日付けで実施機関が行った公文書の不存在による不開示決定(以下「本件決定2」という。)は、不存在のため不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨等

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件決定1については、不開示とした部分の取消しを求め、本件決定2については、開示しない旨の決定の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、陳述書及び宮崎県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)における口頭意見陳述で主張している内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 本件決定1について
 - ア 異議申立人は、本件公文書の対象となっている農地(以下「本件申請地」という。)の隣地に農地を所有する者の息子である。
 - イ 本件申請地の農地転用が許可されれば、駐車場として使用されることは明白であり、隣地の異議申立人母の農地に被害が発生するおそれがあると請願書を提出していたにもかかわらず、実施機関は何ら適切な対応をとってこなかった。
 - ウ 本件公文書の申請人(以下「本件申請人」という。)の依頼を受けた工事業者は、本件申請地と異議申立人母が所有する農地の境界杭を引き抜き、廃棄処分している。実施機関は、個人のプライバシーを守る観点から本件決定1

としたが、開示決定に当たっては、本件申請人の個人のプライバシーを守るという法益と法令遵守を求めたにもかかわらず、境界杭を引き抜かれ侵害された異議申立人の法益とを比較衡量して判断すべきである。

エ したがって、実施機関は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第7条第2号ただし書ウに規定する「人の生命、身体又は健康の保護その他の公益上の理由により公にすることが必要であると認められる情報」として開示すべきである。

(2) 本件決定2について

本件申請人の依頼を受けた工事業者が本件申請地と異議申立人母の農地の境界杭を引き抜き廃棄処分したのは、刑法第262条の2（境界損壊罪）及び刑法第235条の2（不動産侵奪罪）に抵触する。

実施機関は、今までの不誠実な対応を考えれば、文書を作成していないなら後日作成して提出するぐらいの対応をすべきであって、文書を作成していないこと自体が実施機関の認識不足を示すものである。

(3) その他の主張

開示請求に至った経緯は、すべて行政の不作為、懈怠の問題であると言わざるを得ず、実施機関は、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の本旨にかえて、県民の目線に立った温かい対応をすべきである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が公文書部分開示決定・公文書不開示決定理由説明書等で説明している内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

(1) 本件公文書には、申請人の氏名、住所、職業等の特定の個人を識別することができる情報や他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報が数多く含まれており、これらの情報は、個人に関する一切の情報を原則として不開示とする条例第7条第2号本文に該当するものである。

(2) 本件公文書中にある個人に関する情報は、以下の理由により、条例第7条第2号ただし書ア「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」には該当しない。

ア 閲覧・縦覧に付されていない。

イ 不開示とした情報の中には、土地登記簿に記載されている情報もあるが、

土地登記簿の情報を仮にただし書アに該当するとした場合、一般的に個人の住所、氏名等はすべて開示しなければならないことになり、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」という条例第3条の趣旨に沿った決定ができない。

ウ 土地登記簿は、例えば建設工事における入札結果一覧表のように、閲覧場所に行けば誰でも閲覧できるような性質のものではなく、法務局に赴き所定の手続を経て初めて閲覧できるものであるから、一般人が容易に閲覧できるものではない。

(3) その他の条例第7条第2号のただし書該当性について

その他不開示とした情報は、いずれも条例第7条第2号のただし書には該当しない。

2 本件決定2について

(1) 電話による応答の内容については、電話で対応をした職員が必要に応じてその内容を記録した文書を作成しているところであるが、今回の開示請求に係る文書に関しては、異議申立人からすでに聞いていた異議申立人母の農地と本件申請地の間に境界紛争が生じている事実を、測量業者からの電話で再確認したもので、作成していない。

(2) 所属長である北諸県農林振興局長は、当該電話の内容を記録した文書の作成を担当職員に指示しておらず、また、存在していないことを確認している。したがって、文書は原処分時点から現在において存在していない。

第4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年2月16日	諮問を受けた。
平成16年3月16日	実施機関から本件決定に係る公文書部分開示決定・公文書不開示決定理由説明書等を受け取った。
平成16年4月27日	公文書部分開示決定・公文書不開示決定理由説明書等に対する異議申立人からの陳述書を受け取った。
平成16年5月14日	諮問の審議を行った。
平成16年6月 3日	異議申立人の口頭意見陳述及び諮問の審議を行った。
平成16年8月25日	諮問の審議を行った。

第5 審査会の判断

本件決定1及び本件決定2に係る公文書開示請求時には、すでに本件申請地の転用は許可されている。また、実施機関や異議申立人の説明、主張等から、異議

申立人と本件申請人との間では、農地の境界紛争が生じていることが認められるところであるが、当審査会では条例の規定に則り、本件決定1及び本件決定2の処分の妥当性について判断する。

1 本件決定1について

(1) 本件決定1に係る公文書について

本件公文書は、いずれも農地を転用し貸露天駐車場敷地にするため、平成15年 月 日に申請された「農地法第4条及び第5条の規定による農地転用許可申請書及び添付書類の一式」の3件である。

3件の公文書は、それぞれ「農地法第4条の規定による農地転用許可申請書及び添付書類の一式」(以下「本件公文書1」という。) 「農地法第5条の規定による農地転用許可申請書及び添付書類の一式(農業委員会受付第 号) 」(以下「本件公文書2」という。) 及び「農地法第5条の規定による農地転用許可申請書及び添付書類の一式(農業委員会受付第 号) 」(以下「本件公文書3」という。) であるが、その具体的な書類等は、以下のとおりである。

なお、本件公文書1で実施機関が不開示とした部分(項目)及びその理由は別表1の「判断」欄及び「理由」欄のとおりであり、本件公文書2及び本件公文書3で実施機関が不開示とした部分(項目)及びその理由は、別表2の「判断」欄及び「理由」欄のとおりである。

本件公文書1

本件申請地に係る「農地法第4条の規定による許可申請書」
本件申請地位置図(範囲の広さによって2種類)
本件申請地に係る土地利用計画図
事業計画書
本件申請地に係る字図
本件申請地に係る従業員駐車場を含めた申請地位置図
本件申請地に係る土地登記簿謄本の写し
農地法第4条の規定による許可申請書に係る意見書

本件公文書2及び本件公文書3

本件申請地に係る「農地法第5条の規定による許可申請書」
本件申請地位置図(範囲の広さによって2種類)
本件申請地に係る土地利用計画図
事業計画書
本件申請地に係る字図

本件申請地に係る従業員駐車場を含めた申請地位置図

本件申請地に係る土地登記簿謄本の写し

農地法第5条の規定による許可申請書に係る意見書

以下、それぞれに付された通し番号により、これらの公文書を、例えば本件公文書1 のように表記する。

(2) 条例第3条並びに条例第7条第2号、同号ただし書ア及び同号ただし書ウの趣旨について

本件決定1を判断するに当たっては、条例第3条並びに条例第7条第2号、同号ただし書ア及び同号ただし書ウに規定する個人に関する情報の解釈が重要であるので、以下この点について論ずる。

ア 条例第3条の趣旨

条例第3条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例の解釈及び運用を行うに当たっての基本的な考え方を定めている。

そして、本条後段において、個人に関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにし、その具体的判断は、第7条第2号の規定により行うことを定めているが、同号ただし書に該当するかの判断に当たっては、本条の趣旨に即して、慎重に行わなければならないことを規定している。

イ 条例第7条第2号の趣旨

条例第7条は、開示請求に係る公文書は原則開示義務があることを明確にする一方、例外的に不開示とする場合の不開示情報の範囲を定めている。条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され（他の情報との照合により、特定の個人が識別できるものを含む。）又は特定の個人が識別されないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、開示をしないこととしている。

これは、プライバシーの具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり、類型化することは困難であることから、プライバシーの概念とは関係なく、個人に関する一切の情報は原則として不開示情報とすることとしたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、一般

的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除き、本号ただし書に規定しているところである。

ウ 同号ただし書アの趣旨

同号ただし書アは、「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」とし、不開示情報の例外として規定しているところである。例えば商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定する登記簿などは、不開示情報には該当しないものである。

エ 同号ただし書ウの趣旨

同号ただし書ウは、個人に関する情報であっても、「人の生命、身体又は健康の保護その他の公益上の理由により公にすることが必要であると認められる情報」は、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の比較衡量の結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務づけられるものである。これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、十分に保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益があるときは、不開示とすべき合理的な理由を認めがたいため、不開示情報に該当しないとしたものである。

(3) 不動産登記簿の条例第7条第2号ただし書アの該当性について

本件決定1についての判断に当たり、重要な要素は、添付書類としての土地登記簿謄本の写し及び字図が、条例第7条第2号ただし書アに規定する、「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当するか否かである。

実施機関は、土地登記簿の情報を仮にただし書アに該当するとした場合、一般的に個人の住所、氏名等はすべて開示しなければならず、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」という条例第3条の趣旨に沿った決定ができないこと、また、土地登記簿は閲覧場所に行けば誰でも閲覧できるような性質のものでなく、法務局に赴き所定の手続を経て初めて閲覧できるものであるから、一般人が容易に閲覧できるものではないと主張する。

確かに、従来実施機関としては、上記のとおりの見解で不動産登記簿中の個人に関する情報は、不開示の取扱いとしてきたところである。そして、この取扱いについては、各都道府県の実施機関でも判断が分かれているところであり、条例第3条の趣旨からも実施機関がこのような取扱いをしてきたことは理解できるところである。

しかしながら、情報公開法制定のために審議を行った行政改革委員会行政情

報公開部会の情報公開法要綱案の考え方（平成8年11月1日取りまとめ）では、「公にされている情報については、法令の規定により公にされている情報（登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等）や、慣行として公にされている情報（叙勲者名簿、中央省庁の課長相当職以上の者の職及び氏名等）は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるので、これを例外開示情報とした。」との考えを示している。

また、判例においても「法令及び条例の規定により何人も閲覧できる情報とは、例えば、不動産登記法（明治32年法律第24号）により公開されている情報などを意味するものであって、閲覧を利害関係人等のみ認めているもの、あるいは、請求の目的が法令等の規定または運用により制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるものではないものは含まない。」（平成6年5月27日福井地裁判決、平成7年1月30日名古屋高裁判決）との考えを示しているところである。

当審査会としてもこれらの考え方については十分是認できるところであり、不動産登記簿の情報は、条例第7条第2号ただし書アに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当するものとの判断に至ったところである。

したがって、不動産登記法第21条の規定により、何人でも登記簿の謄本・抄本・地図・建物所在図・登記簿の附属書類中の地積測量図等の閲覧ができることから、本件公文書1、同2及び同3の土地登記簿謄本の写しに記載されている情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当し、不開示情報ではないと判断した上で、本件公文書1、同2及び同3の不開示決定された情報について順次判断する。

(4) 本件公文書1で不開示決定された情報についての判断

ア 農地法第4条の規定による許可申請書について

(ア) 「申請人」欄に係る情報について

申請行為は、法律で規定する法的効果を得たいという意思の表明であり、申請人の住所及び氏名の情報は、申請人が実施機関を信頼し、自らを他の個人と区別するため記入したものである。

また、申請書に不動産登記簿謄本の写しを添付させる場合など、申請人の住所及び氏名が土地登記簿の甲区（所有権に関する事項）「権利者その他の事項」欄と照合すれば推測できる場合であっても、土地登記簿の住所及び氏名は土地登記簿上の所有者であり、そこに記載されている住所及び氏名が旧所有者のままになっている場合もあり得るため、一般的に申請人の情報は個人に関する情報であると認められる。

しかし、農地転用許可申請書の場合には、実務上、添付された土地登記簿謄本の写しの甲区(所有権に関する事項)「権利者その他の事項」欄に記載された所有者の住所及び氏名と「申請人」欄の住所及び氏名が一致しなければ転用の許可は行われず、登記もできないことから、ほとんどの場合は一致して申請されるものである。

したがって、「申請人」欄の住所及び氏名については、添付された土地登記簿謄本の写しから明らかになる情報と認められるので、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべき情報であると判断する。

しかし、「申請人」欄の職業及び印影(捨印を含む。)については、特定の個人が識別できる情報に該当するので、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示決定としたのは妥当であると判断する。

(イ) 「許可を受けようとする土地の表示等」欄に係る情報について

農地転用は、農地を農地以外のものにすることであり、転用申請地の状況等に関する書面として、申請地に係る字図及び土地登記簿謄本の写しを添付資料として提出させている。

したがって、土地登記簿謄本に記載されている土地の所在、地番、地積等の情報は、申請書に記載された転用申請地の所在、地番、面積と当然一致するものである。

ただし、転用する面積については、一筆の土地の一部を転用対象とする場合もあるため、土地登記簿謄本に記載された地積と一致しない場合もあると考えられるが、本件の場合、実施機関の決定処分がされた時には、すでに転用の許可は行われ、駐車場敷地として造成工事にも着手しており、現地の状況を実際に見分し、字図や土地登記簿謄本と比較すれば、一筆の土地の一部のみが転用の許可を受けたとは考えられない。

したがって、当審査会としては土地登記簿の情報は、1(3)で述べているとおり不開示情報ではないと判断しているので、「許可を受けようとする土地の表示等」欄の「土地の所在」の大字、地番及び面積(計を含む。)は、開示すべき情報であると判断する。

(ウ) 「転用計画」欄に係る情報について

「転用計画」欄中(1)転用事由の詳細における申請地の場所及び(3)転用の目的に係る事業又は施設の概要における所用面積(計を含む。)については、(イ)と同様の理由により開示すべき情報であると判断する。

なお、(5)資金調達についての計画に記載されている造成代に係る情報については、特定の個人の財産や契約に関する情報であり、条例第7条第2号の個人に関する情報であると認められ、不開示決定は妥当であると判断

する。

イ 位置図（２種類）及び 土地利用計画図の情報について

位置図及び土地利用計画図には、転用申請地の場所を特定できる表現、範囲等が記載されている。これらの情報についても、ア(イ)と同様の理由により転用申請地の所在、地番等は開示すべき情報であることから、この情報から確認できる転用申請地の位置を示した位置図及び土地利用計画図の所在、地番等は開示すべき情報であると判断する。

また、土地利用計画図に記載されている農地以外の土地の地目についても、現地の状況と本件申請地付近の字図を比較することにより、明らかになると認められるので、開示すべき情報と判断する。

ウ 事業計画書の情報について

事業計画書に記載されている農地法第４条の申請人である提出者の住所、氏名及び「土地の表示」欄の氏名については、ア(ア)と同様の理由により、開示すべき情報であると判断する。しかし、農地法第５条の譲受人である提出者の住所、氏名及び「土地の表示」欄の氏名については、(5)アで詳述するが、農地法第５条の規定による許可申請書の「申請人」欄に係る譲受人の情報と同様であり、特定の個人が識別できる情報に該当するので、不開示決定としたのは妥当である。

また、「土地の表示」欄の所在地及び面積については、ア(イ)と同様の理由により開示すべき情報であると判断するが、提出者の印影(捨印を含む。)については、個人に関する情報であるため、不開示決定としたのは妥当である。

さらに、２．賃料の情報は、土地登記簿の乙区（所有権以外の権利に関する事項）「権利者その他の事項」と照合することにより知り得ることができるが、あくまで土地登記簿上の賃料であり、事業計画書の情報と必ずしも一致するとは限らない。したがって、事業計画書の賃料に関する情報は、特定の個人の財産や契約に関する情報であり、条例第７条第２号の個人に関する情報に該当するので、不開示決定は妥当であると認められる。

エ 字図の情報について

字図については、１(3)のとおり、条例第７条第２号ただし書アに該当する情報であるので、開示すべき情報であると判断する。

オ 従業員駐車場を含めた申請地位置図の情報について

ア(イ)と同様の理由により転用申請地の所在、地番等は開示すべき情報であることから、この情報から確認できる転用申請地の位置を示した申請位置図は、開示すべき情報であると判断する。

カ 土地登記簿謄本の写しについて

土地登記簿謄本については、1(3)のとおり条例第7条第2号ただし書アに該当する情報であるので、全て開示すべき情報であると判断する。

キ 農地法第4条の規定による許可申請書に係る意見書の情報について

「申請者の住所・氏名」欄の譲受人の情報は、申請人の情報と一致するため、ア(ア)と同様の理由により、開示すべき情報である。また、「申請土地」欄の所在・地番及び地目別面積の情報、「転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合」欄の面積(計を含む。)の情報及び「申請条項」欄の第4条所有権に基づく転用に係る農地面積の情報についても、ア(イ)と同様の理由により、開示すべき情報であると判断する。

(5) 本件公文書2及び同3で不開示決定された情報についての判断

ア 農地法第5条の規定による許可申請書について

(ア) 「申請人」欄に係る情報について

「申請人」欄の譲渡人は、土地登記簿謄本の写しの甲区(所有権に関する事項)「権利者その他の事項」欄に記載された所有者と一致するため、(4)ア(ア)と同様の理由により、開示すべき情報であると認められる。

一方、「申請人」欄の譲受人の住所及び氏名については、農地法第5条の許可申請の場合、許可があってはじめて農地の売買が可能となるものであり、売買されることによって所有権の移転登記がされるものである。しかし、許可があれば通常の場合は売買がなされその登記がされることになるにしても、当然に売買及びその登記がされることになるものではなく、許可申請手続と売買及び登記手続とは、その趣旨・目的を異にする別個の制度であるので、土地登記簿から必ずしも得られる情報とは限らない。

したがって、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないため、不開示決定としたのは妥当であると判断する。

そして、職業及び印影(捨印を含む。)についても(4)ア(ア)と同様の理由により、特定の個人が識別できる情報に該当するので、不開示決定としたのは、妥当である。

(イ) 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」欄に係る情報について

私人である譲渡人と譲受人間での契約の内容に関する事項であり、条例第7条第2号の個人に関する情報であると認められるので、不開示決定は妥当である。

(ウ) 「許可を受けようとする土地の表示等」欄に係る情報について
(4)ア(イ)と同様の理由により、開示すべき情報であると判断する。

(エ) 「転用計画」欄に係る情報について

「転用計画」欄中(1)転用事由の詳細における申請地の場所及び(3)転用の目的に係る事業又は施設の概要における所用面積(計を含む。)については、(ウ)と同様の理由により開示すべき情報であると判断する。

なお、(4)転用に伴って支払われる給付の概要の譲渡の価格及び総額、(5)資金調達についての計画に記載されている土地代、造成代に係る情報については、特定の個人の財産や契約に関する情報であり、条例第7条第2号の個人に関する情報であると認められ、不開示決定は妥当であると判断する。

イ 位置図、土地利用計画図、字図、従業員駐車場を含めた申請位置図及び土地登記簿謄本の写しの情報について

これらの情報は、いずれも(4)イからカ(ウを除く。)に掲げる情報と同様の内容であるので、同様の理由により開示すべき情報であると判断する。

ウ 事業計画書の情報について

これらの情報は、(4)ウに掲げる情報と同様の内容であることから、(4)ア(ア)と同様の理由により、住所、氏名及び「土地の表示」欄の氏名について、農地法第4条の申請人である提出者は開示すべき情報であり、農地法第5条の譲受人である提出者を不開示決定としたのは妥当である。

また、印影(捨印を含む。)及び賃料に関する情報についても、(4)ア(ア)と同様の理由により、不開示決定としたのは妥当であると認められる。

しかし、「土地の表示」欄の所在地及び面積については、(4)ア(イ)と同様の理由により、開示すべきである。

エ 農地法第5条の規定による許可申請書に係る意見書の情報について

ア(ア)と同様の理由により、「申請者の住所・氏名」欄の譲渡人の情報については開示すべき情報であり、譲受人の情報については条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であるので、不開示決定としたのは妥当である。

また、「申請土地」欄の所在・地番、地目別面積の情報及び「転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合」欄の面積(計を含む。)の情報については、ア(ウ)と同様の理由により、開示すべき情報であると判断する。

しかしながら、「申請条項」欄第5条の農地の権利の設定・移転の内容及び面積の情報は、ア(イ)と同様の理由により、個人に関する情報であるので、不開示決定は妥当であると判断する。

(6) 公益上の開示について

異議申立人は、異議申立ての理由等で、本件申請人と異議申立人の法益を比較衡量して開示、不開示を判断すべきと主張しているが、当審査会としては、1(2)で述べたとおり個人に関する情報は最大限に保護されるべきものであると考えている。そして、不開示となった情報を仮に開示したとしても、そのことにより異議申立人が主張する法益が守られるという客観的な状況にあるとは認めることができない。

したがって、実施機関が不開示とした個人情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した以外の個人情報については、条例第7条第2号ただし書ウで規定するような公益は、認められないと判断する。

2 本件決定2について

(1) 本件決定2に係る文書について

ア 異議申立人が、「駐車場工事の測量を担当した業者と県担当者が電話で話した内容が記載された文書」として開示請求の対象とした文書は、本件申請地の駐車場造成工事が行われている平成15年11月19日に、本件申請人が依頼した工事業者が本件申請地と異議申立人母が所有する農地の境界杭を引き抜こうとしたことに関し、実施機関の職員が測量業者との電話のやりとりの内容を作成したであろうと推測した文書であることが認められる。

イ 実施機関は、電話による応答の内容については、電話の対応をした職員が必要に応じてその内容を記録した文書を作成しているとのことであり、本件に関しては、異議申立人からすでに聞いていた異議申立人母が所有する農地と本件申請地の間に境界紛争が生じている事実を、測量業者からの電話で再確認したもので、これに関する文書は作成していないとしている。

また、職員の所属長である北諸県農林振興局長は、開示請求の対象となった文書について作成の指示も、局としてその存在も確認していないとの陳述書を提出しているところである。

ウ 異議申立人は、測量業者と話をした内容について、実施機関の職員に対し、「時間がかなり経過した後でもきちんと受け答えできるのか」との質問に「可能である。」と答えたため、「実施機関の職員は、何か備忘帳なるものを持っているとの感触を受けた」と口頭意見陳述でも述べているが、その存在を確認しているわけではない。

(2) 審査会の判断

ア 一般的に文書を作成する理由としては、慎重に事務処理を行うため、あるいは組織的な処理をするため、そして、意思表示、経過処理を明確にするためなどが主な理由として考えられる。そして、作成する動機としては法令等

に基づくものから照会、報告など多岐多様にわたるものである。今回、開示請求の対象となった文書は、経過処理を明確にするための文書に属するものであるが、それを作成するか否かは担当者の判断によるところが大きいと考える。もちろん重要なものについては、直接所属長、上司なりが作成を指示することも想定されるところである。

イ 開示請求の対象となった文書について、実施機関としては、担当者自身作成していないこと、担当者の所属長である北諸県農林振興局長が作成を指示していないこと、さらに北諸農林振興局内の調査の結果でも存在していないことから、当該文書については不存在であると説明しているが、この説明には不自然、不合理な点は認められない。

ウ 一方、異議申立人は、対象となっている文書の存在について、実施機関の職員が備忘帳なるものを所持し、電話のやりとりを記載しているのではないかという感触を受けているにすぎず、その文書の存在を直接確認している訳ではない。

エ このような状況の下、実施機関が開示請求の対象となった文書は不存在であるとしたことについては、相当の理由があり、不開示決定は妥当であると判断する。

3 よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

	公文書の種類	事項	項目	判断	理由	審査会の判断		
許可申請書	農地法第4条の規定による許可申請書	申請人	住所	不開示	7条2号			
			職業	不開示	7条2号	不開示		
			氏名	不開示	7条2号			
			印影	不開示	7条2号	不開示		
		許可を受けようとする土地の表示等	土地の所在(大字以下)	不開示	7条2号			
			地番	不開示	7条2号			
			面積	不開示	7条2号			
			面積合計	不開示	7条2号			
		転用計画(転用事由の詳細) 転用の目的に係る事業又は施設の概要 資金調達についての計画	申請地を特定する表現箇所	不開示	7条2号			
			所用面積	不開示	7条2号			
			所用面積合計	不開示	7条2号			
造成代の金額	不開示		7条2号	不開示				
添付書類	申請地位置図(範囲の広さによって2種類)	位置図(範囲の広さによって2種類)	申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号			
			所在(大字以下)	不開示	7条2号			
	申請地に係る土地利用計画図		地番	不開示	7条2号			
			農地以外の土地の地目	不開示	7条2号			
			事業計画書	提出者(農地法第4条の申請人:1名)	住所	不開示	7条2号	
					氏名	不開示	7条2号	
	住所	不開示			7条2号	不開示		
	提出者(農地法第5条の譲受人:2名)	提出者	住所	不開示	7条2号	不開示		
			氏名	不開示	7条2号	不開示		
			印影	不開示	7条2号	不開示		
	土地の表示		所在地(大字以下)	不開示	7条2号			
			面積	不開示	7条2号			
			氏名(農地法第4条申請人)	不開示	7条2号			
			氏名(農地法第5条譲受人)	不開示	7条2号	不開示		
	賃料		金額	不開示	7条2号	不開示		
			所在(大字以下)	不開示	7条2号			
	申請地に係る字図		地番	不開示	7条2号			
			申請地を特定する表現箇所	不開示	7条2号			
			申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号			
			申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号			
	申請地に係る従業員 駐車場を含めた申請地位置図			申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号		
表題部				地図番号	不開示	7条2号		
				所在(大字以下)	不開示	7条2号		
				地番	不開示	7条2号		
				地積	不開示	7条2号		
				原因及びその日付	不開示	7条2号		
				原因部分	不開示	7条2号		
				甲区「権利者その他の事項」のうち	所有者の住所、氏名	不開示	7条2号	
乙区「権利者その他の事項」のうち				借賃の金額	不開示	7条2号		
農地法第4条の規定による許可申請書に係る意見書				申請者の住所・氏名	譲受人	不開示	7条2号	
	申請土地	所在・地番	不開示		7条2号			
		地目別面積	不開示		7条2号			
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	面積及びその合計	不開示		7条2号			
申請条項(第4条)所有権に基づく転用	農地面積	不開示	7条2号					

	公文書の種類	事項	項目	判断	理由	審査会の判断
許可申請書	農地法第5条の規定による許可申請書	申請人(譲受人)	住所	不開示	7条2号	不開示
			氏名	不開示	7条2号	不開示
		申請人(譲渡人)	住所	不開示	7条2号	
			氏名	不開示	7条2号	
		申請人(譲受人・譲渡人)	職業	不開示	7条2号	不開示
			印影	不開示	7条2号	不開示
		権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	不開示	7条2号	不開示
			権利の設定・移転の例	不開示	7条2号	不開示
		許可を受けようとする土地の表示等	土地の所在(大字以下)	不開示	7条2号	
			地番	不開示	7条2号	
			面積	不開示	7条2号	
			面積合計	不開示	7条2号	
		転用計画(転用事由の詳細)	申請地を特定する表現箇所	不開示	7条2号	
		転用の目的に係る事業又は施設の概要	所用面積	不開示	7条2号	
所用面積合計	不開示		7条2号			
転用に伴って支払われる給付の概要	譲渡の価格・総額の金額	不開示	7条2号	不開示		
資金調達についての計画	土地代・造成代・合計の金額	不開示	7条2号	不開示		
添付書類	申請地位置図(範囲の広さによって2種類)	位置図(範囲の広さによって2種類)	申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号	
			所在(大字以下)	不開示	7条2号	
	申請地に係る土地利用計画図		地番	不開示	7条2号	
			農地以外の土地の地目	不開示	7条2号	
			住所	不開示	7条2号	
	事業計画書	提出者(農地法第4条の申請人)	住所	不開示	7条2号	
			氏名	不開示	7条2号	
		提出者(農地法第5条の譲受人:2名)	住所	不開示	7条2号	不開示
			氏名	不開示	7条2号	不開示
		提出者	印影	不開示	7条2号	不開示
		土地の表示	所在地(大字以下)	不開示	7条2号	
			面積	不開示	7条2号	
			氏名(農地法第4条申請人)	不開示	7条2号	
	氏名(農地法第5条譲受人)		不開示	7条2号	不開示	
	賃料	金額	不開示	7条2号	不開示	
	申請地に係る字図		所在(大字以下)	不開示	7条2号	
			地番	不開示	7条2号	
			申請地を特定する表現箇所	不開示	7条2号	
			申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号	
	申請地に係る従業員駐車場を含めた申請地位置図		申請地を特定する範囲内	不開示	7条2号	
	申請地に係る土地登記簿謄本の写し	表題部	地図番号	不開示	7条2号	
			所在(大字以下)	不開示	7条2号	
			地番	不開示	7条2号	
			地積	不開示	7条2号	
			原因及びその日付	不開示	7条2号	
			甲区「原因」のうち	原因部分	不開示	7条2号
	甲区「権利者その他の事項」のうち	所有者の住所、氏名	不開示	7条2号		
農地法第5条の規定による許可申請書に係る意見書	申請者の住所・氏名	譲受人	不開示	7条2号	不開示	
		譲渡人	不開示	7条2号		
	申請土地	所在・地番	不開示	7条2号		
		地目別面積	不開示	7条2号		
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	面積及びその合計	不開示	7条2号		
申請条項(第5条)に関する部分	権利を設定・移転しようとする契約内容及び農地面積	不開示	7条2号	不開示		